

## 施術所が広告し得る事項について

平成29年5月  
熊本県健康福祉部健康局医療政策課

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条及び柔道整復師法第24条の規定に基づき、施術所が広告することができる事項は次のとおりです。

なお、当該規定に違反した者は、罰則規定（30万円以下の罰金）が適用される場合がありますので御注意ください。

### 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）

#### ○広告することができる事項

- ・施術者である旨、施術者の氏名及び住所  
（ただし、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は除く。）
- ・業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業）
- ・施術所の名称、電話番号、所在の場所の表示
- ・施術日、施術時間
- ・もみりようじ
- ・やいと、えつ
- ・小児鍼（はり）
- ・同法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨\*
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨（ただし、申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- ・予約に基づく施術の実施
- ・休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施
- ・駐車設備に関する事項

※平成28年6月29日追加

### 2 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）

#### ○広告することができる事項

- ・柔道整復師である旨、施術者の氏名及び住所  
（ただし、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項は除く。）
- ・施術所の名称、電話番号、所在の場所の表示
- ・施術日、施術時間
- ・ほねつぎ（又は接骨）
- ・同法第19条第1項前段の規定による届出をした旨\*
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨（ただし、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- ・予約に基づく施術の実施
- ・休日又は夜間における施術の実施
- ・出張による施術の実施
- ・駐車設備に関する事項

※平成28年6月29日追加